

福岡県公報

令和2年6月12日
第110号

目次

告示 (492-507号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	7

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○令和2年度狩猟免許試験の実施について	(農山漁村振興課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	9
○一般競争入札の実施	(児童家庭課)	11
○落札者等の公示	(情報政策課)	16
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	17
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	19
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	19
○開発行為に関する工事の完了の公告の訂正	(都市計画課)	20
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	20
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	20
選挙管理委員会		
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	(市町村支援課)	20
労働委員会		
○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について	(労働委員会事務局調整課)	21

告 示

福岡県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般道	442号	前	八女市矢部村北矢部10525番1先 から 八女市矢部村北矢部10844番1先 まで	5.0 ～ 37.5	283.7
			前	八女市矢部村北矢部10525番1先 から 八女市矢部村北矢部10844番1先 まで	5.0 ～ 42.5	284.0
			後	八女市矢部村北矢部10528番先か ら 八女市矢部村北矢部10844番1先 まで	5.0 ～ 37.5	306.7
			後	八女市矢部村北矢部10528番先か ら 八女市矢部村北矢部10844番1先 まで	5.0 ～ 42.5	307.0

福岡県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
八女	442号	八女市矢部村北矢部10528番先から 八女市矢部村北矢部10522番先まで

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般道	322号	前	朝倉市秋月野鳥519番1先から 朝倉市秋月野鳥708番8先まで	4.6 ～ 9.6	128.0
			後	朝倉市秋月野鳥519番1先から 朝倉市秋月野鳥708番8先まで	4.6 ～ 9.6	128.0
			後	朝倉市秋月野鳥519番1先から 朝倉市秋月野鳥708番8先まで	5.6 ～ 11.6	131.0

福岡県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生401	まえた脳神経外科	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-28	R2・5・1
筑紫生歯34	内田歯科医院	筑紫野市美しが丘北二丁目11-10	R2・4・1

南筑後生歯9	こやま歯科医院	八女郡広川町大字広川144-5	R2・2・2
粕生薬182	野間薬局 宇美店	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-6	R2・5・1
那珂生薬1	なぎのき薬局	那珂川市松木二丁目94	R2・5・1
大生薬198	美健薬局	大牟田市大字吉野1075-8	R2・4・1
田川生訪27	訪問看護ステーションすなお	田川郡福智町神崎1098-237	R2・4・1
田川生訪28	訪問看護ステーションりぼん	田川郡川崎町大字川崎古大日823-4	R2・4・1
直生訪13	西尾病院訪問看護ステーション	直方市津田町9-5	R2・3・1
田生訪27	訪問看護ステーションここあ	田川市大字弓削田3299	R2・3・1
田生訪28	訪問看護ステーション優	田川市大字楠1969-9	R2・4・1

福岡県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田生115	滝井医院	田川市大字川宮738-5	R2・3・6

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
小生107	福山泌尿器科医院	小郡市小郡字折口107-8	R2・3・31
朝生108	なかしま小児科内科医院	朝倉郡筑前町東小田3420-2	R2・3・24
大生352	医療法人岩井外科胃腸科医院	大牟田市大字久福木82-1	R2・3・30
田生115	滝井医院	田川市大字川宮738-5	R2・3・31
遠生105	医療法人くすもと医院	遠賀郡水巻町吉田西一丁目3-17	R2・3・31
井生歯22	後藤歯科医院	三井郡大刀洗町大字富多799-4	R2・3・21
女生歯52	こやま歯科医院	八女郡広川町大字広川144-5	R2・2・1
嘉生歯52	川波歯科医院	嘉穂郡桂川町大字土居390-2	R2・3・31
柳生薬55	ちくし調剤薬局柳川病院前店	柳川市筑紫町29	R2・3・31
大生薬144	美健薬局	大牟田市大字吉野1075-8	R2・3・31
大生薬170	イオン薬局 大牟田店	大牟田市岬町3番地4	R2・4・6
京生薬72	コーエイ調剤薬局	京都郡苅田町富久町2丁目28-17	R2・3・31

福岡県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
大川生薬16	サンアイ調剤薬局 大川店	大川市大字酒見506	R2・4・1

福岡県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
柳生52	医療法人木村回生医院	医療法人 回生会 立花レディースクリ ニック	柳川市三橋町藤吉 530-11	R2・5・1
粕生136	タカラ薬局 粕屋桜丘	もみじ薬局	糟屋郡志免町桜丘二 丁目10-1	R2・3・23
像生薬57	タカラ薬局 光岡店	くすのき薬局	宗像市光岡字京繩手 5-1	R2・4・1
春生薬47	タカラ薬局 春日小倉店	シンサー薬局	春日市小倉二丁目97 -2	R2・4・1
宗遠生訪 6	おんが病院 訪問看護ステーション	おんが病院 訪問看護 リハビリステーション	遠賀郡遠賀町大字尾 崎1725-2	R2・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧 所 在 地	新 所 在 地	再開年月日
------	-----	---------	---------	-------

柳生52	医療法人 回生会 立花レディースクリ ニック	柳川市曙町30-1	柳川市三橋町藤吉 530-11	R2・5・1
田川生訪13	リハビリ訪問介護 ステーションくる み	田川郡川崎町大字 池尻531-1F	田川郡大任町大字 今任原2948	R1・10・1

福岡県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
飯生柔107	田中 蓮（ほりいけ整骨院）	飯塚市堀池172-3	R2・4・1
飯生柔108	森田 章裕（スター整骨院 工大前店）	飯塚市横田862-9	R2・5・1
飯生柔109	森田 康裕（スター整骨院 工大前店）	飯塚市横田862-9	R2・5・1
粕生柔195	富永 隼人（富永整骨院 志免院）	糟屋郡志免町志免四丁目24-1	R2・4・1
粕生柔196	山本 穰司（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R2・4・20

福岡県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生柔138	山田 早人(ほりいけ整骨院)	飯塚市堀池172-3	R2・4・1
粕生柔157	後藤 弘樹(堺整骨院志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R2・3・31
粕生柔181	田中 洋輔(新宮整骨院)	糟屋郡新宮町下府四丁目2-1 リベルタ新宮101号	R2・3・31
福津生はき10	渡部 美紀(鍼灸みき)	福津市東福岡二丁目21-9	R2・3・24

福岡県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	田主丸 停車場 石 垣	前	久留米市田主丸町石垣689番1先 から 久留米市田主丸町石垣497番1先 まで	10.0 ～ 16.2	652.0
			後	久留米市田主丸町石垣689番1先 から 久留米市田主丸町石垣497番1先 まで	11.0 ～ 16.2	

福岡県告示第502号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	田主丸 停車場 石 垣	久留米市田主丸町石垣689番1先から 久留米市田主丸町石垣456番4先まで
久留米	田主丸 停車場 石 垣	久留米市田主丸町石垣465番6先から 久留米市田主丸町石垣482番4先まで

福岡県告示第503号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成3年8月27日農林水産省告示第1116号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年8月29日農林水産省告示第1207号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年7月18日農林水産省告示第1052号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第506号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

飯塚市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯塚市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第506号－1

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第507号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	174	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内 早良・城南交通安全協会 会長 上田秀之	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内	令和元年8月1日
旧		福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署内 早良・城南交通安全協会 会長 澁田勝重		

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町仲原一丁目821番1及び821番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町仲原一丁目13番12号

山田 喬

公告

令和2年度狩猟免許試験を次のように実施する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	

令和2年7月29日 (水曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和2年7月30日 (木曜日)			
令和2年7月30日 (木曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市新立岩8-13	飯塚市立岩交流センター	福岡県飯塚農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
令和2年8月23日 (日曜日)	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎	福岡県飯塚農林事務所
令和2年8月26日 (水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
令和2年8月27日 (木曜日)			
令和2年8月27日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
令和3年1月24日 (日曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区分	試験科目	試験時間
	課題	

知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 受験の申込方法

(1) 受験の希望者は、狩猟免許申請書（免許の種類ごとに1通必要）に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあっては3,900円

）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にとっては3,900円）を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書は各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

免許試験		
実施期日	会場名	申請期間
令和2年7月29日 (水曜日)	福岡県筑後農林事務所	6月22日（月）～7月15日（水）
令和2年7月30日 (木曜日)		
令和2年7月30日 (木曜日)	ビーポート甘木 飯塚市立岩交流センター 福岡県行橋総合庁舎	6月22日（月）～7月15日（水）
令和2年8月23日 (日曜日)	福岡県飯塚総合庁舎	6月22日（月）～8月6日（木）
令和2年8月26日 (水曜日)	福岡県福岡西総合庁舎	6月22日（月）～8月14日（金）
令和2年8月27日 (木曜日)		

令和2年8月27日 (木曜日)	福岡県八幡総合庁舎	6月22日（月）～8月14日（金）
令和3年1月24日 (日曜日)	ビーポート甘木	11月2日（月）～1月8日（金）

4 注意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により日時を変更する可能性があること。

(2) 試験当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻に遅れた場合

イ 受験中に無断で退席した場合

ウ 試験を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(4) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

(5) 試験には、受験票及び筆記具を必ず持参すること。

(6) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

児童相談所等情報基盤整備業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率

- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年7月9日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る総合評価のための提案書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達役務の名称
児童相談所等情報基盤整備業務委託
- (2) 調達役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
福岡県福祉労働部児童家庭課長が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政棟南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年7月31日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	AA

イ 納入しようとする児童相談所等情報基盤整備業務委託について競争入札参加申請書及び総合評価のための提案書を提出した者

ウ 本調達への共同参加を行っていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

オ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13菅達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

(ア) 共同参加者は三者以内とすること。

(イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 各共同参加者

(ア) (1)の全ての要件を満たしていること。（(1)のウは除く。）

(イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

(ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

福岡県福祉労働部児童家庭課（行政棟南棟2階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3256（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

公告の日から令和2年7月9日（木曜日）まで

(2) 場所

福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードする方法により交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札提案説明会

本件にかかる入札説明会は実施しない。

10 競争入札参加申請書の提出

(1) 期限

令和2年7月9日（木曜日）午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

(4) その他

入札参加の申請をしていない者は入札に参加できない。

11 総合評価のための提案書の提出

(1) 期限

令和2年7月17日（金曜日）午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着)で行う。

(4) その他

ア 提案書の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提案書は返却しない。

12 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和2年7月31日(金曜日)午後3時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

13 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年7月31日(金曜日)午後4時00分

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

14 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。なお、見積金額とは、入札書に記載した入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をいう。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(見積金額に相当する金額(=税込金額)を契

約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の2割超)の履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

15 入札保証金の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

令和2年7月31日(金曜日)午後1時00分

16 落札者の決定方法

(1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(2) 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、300点の範囲内で得点(以下「技術点」という。)を与える。評価基準については、別記「技術点に係る評価項目及び評価基準」のとおりとする。

(3) 入札価格の評価方法

入札価格については100点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)を与えることとする。なお、価格点を求める際には、小数点第1位を四捨五入する。

価格点 = $50 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{有効な入札のうち最も低い額}) / (\text{予定価格} - \text{有効な入札のうち最も低い額})) + 50$

(4) 総合評価の方法

評価に当たっては、400点の範囲内で配点を行い、16の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合計点数で評価する。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、16の(4)によって得られた合計点数の最も高い者を落札者とする。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者

にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が当該調達にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とするところがある。

エ 審査結果の通知および通知方法

通知期限：令和2年8月14日（金曜日）

通知方法：全ての入札書提出者の得点を一覧表にし、全ての入札書提出者に書面により通知する。

17 低入札価格調査基準価格等の有無

無

18 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

19 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。なお、契約金額とは入札書に記載した入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をいう。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額に相当する金額（＝税込金額）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の2割超）を履行（2件以上）を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

21 Summary

- (1) Nature and Quantity of Service to be Procured :
Development of the Child Guidance Office information management system
- (2) Period of Contract :
From the date the contract is effective through May 31,2021
- (3) Date of Time Limit Tenders :
3 : 00 PM. on July 31,2020
- (4) Contact Point for the Notice :

Division of Child and Family Services, Welfare and Labor Department,
 Fukuoka Prefectural Office
 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
 TEL 092 - 643 - 3256

別記 技術点に係る評価項目及び評価基準

項目	審査基準	配点	評価の視点	点数配分
基本的な考え方	・ 児童相談所等の業務内容や現状・課題等について理解しているか。 ・ 業務の効率化や課題の解決に向けた設計方針となっているか。	35	・ 業務への理解を有しているか ・ 現状・課題への理解を有しているか ・ システム導入による効果が明確であるか。	35点：優れている 27点：やや優れている 18点：普通 9点：やや劣っている 0点：劣っている
デザイン・操作性	・ 利用者が操作しやすいシステム(画面デザイン、操作性等)となっているか。	30	機能要件一覧中、「1デザイン・操作性」の項目を点数化(10項目)	各項目ごとに点数化し、合計値を点数とする。 対応可能な項目数×3点 対応不可項目数×1点 対応不可0点
実現可能な機能	・ 要件定義書において求める各機能の実現が確実なものとなっているか。または、有効な代替案が提案されているか。	70	機能要件一覧中、「1デザイン・操作性」以外の項目を点数化(233項目)	各項目ごとに点数化し合計値に0.1を掛けた値(四捨五入)を点数とする。 対応可能な項目数×3点 対応不可項目数×1点 対応不可0点
独自性	・ 仕様書に定めがない機能について実務で使用できる独自の提案やアピールポイントがあるか。 ・ 仕様書に定めがある機能であっても、他のパッケージソフトと比較して優位性を有しているなどのアピールポイントがあるか。	30	・ 仕様書にない機能が提供できるか。 ・ 仕様書にある機能だが、細かな設定が可能であるなど、優位性を有しているか。	30点：優れている 24点：やや優れている 15点：普通 9点：やや劣っている 0点：劣っている
品質・性能 性能要件 運用要件 業務継続性要件 セキュリティ要件	・ 要件定義書において求める各要件の実現が確実なものとなっているか。または、有効な代替案が提案されているか。 ・ システムの構築時のサーバ経費が過大となっていないか。	15	・ 要件定義書に定める機能を満たしているか。 ・ 代替案が示されている場合は、実現可能性を有しているか。	15点：優れている 12点：やや優れている 9点：普通 3点：やや劣っている 0点：要件定義書を満たしていない
他システム連携	・ 個人番号利用事務系ネットワークを利用するシステムとの連携について具体的に提案されているか。 ・ 連携方法が技術的・経費的に適切なものとなっているか。	15	・ 仕様書に定める機能を満たしているか。 ・ 代替案が示されている場合は、実現可能性を有しているか。	15点：優れている 12点：やや優れている 9点：普通 3点：やや劣っている 0点：実現不可能
利用者教育	・ マニュアルの内容や研修の実施回数・環境など、利用者への教育導入支援について具体的に提案されているか。	15	利用者教育の考え方が明確となっているか。	15点：優れている 9点：普通 0点：劣っている
導入後の保守・運用	・ システム導入後の運用保守に係る経費が過大とならないよう配慮されているか。	45	総合評価に係る価格点と同様の算式により点数化	25点×1-(見積額-提案のうち最も低い見積額)/想定額-20点 ※想定額：370万円程度 ※小数点以下四捨五入
導入スケジュール	・ 想定される作業項目ごとに明確にスケジュールが示され、かつ本業務の遂行上※ 妥当なものとなっているか。	15	・ 明確性(期間や役割分担)を有しているか。 ・ 妥当性(実現可能性)を有しているか。	15点：優れている 9点：普通 0点：劣っている
実施体制	・ 本業務を遂行可能な体制が示されているか。 ・ 本業務に精通している技術者が配置されているか。	15	・ 責任・管理体制が明確となっているか。 ・ 資格者の配置数が妥当なものとなっているか。	15点：優れている 9点：普通 0点：劣っている
業務実績	・ 本システムと同様のシステムに係る設計、開発、構築、運用及び保守の実績があるか。	15	過去の同様のシステムの導入実績をもとに点数化	15点：5件以上 9点：3件～4件 0点：2件以下
合計		300		

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県電子調達システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和2年5月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ水巻店
 - (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田西三丁目1829番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗を新設する日
令和3年1月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,447平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	68

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物東側	8
建物敷地南側	10
合計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
店舗棟西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地西側	6.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地東側及び北側

- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市太郎丸字丈夫田1133番2から1133番9、1134番1から1134番9、1135番1から1135番23、1138番1及び1138番5から1138番12並びに字コモウ1167番3及び1167番4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市弁分127番地の7
未来エステート株式会社
代表取締役 安永 尚平

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約事項の名称
令和2年度コピー用紙単価契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和2年5月20日
- 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	40,724,090円
(2)	福岡（北）地区	有限会社平田紙文具事務機	福岡市中央区清川三丁目31番1号	24,464,770円

(3)	福岡（南）地区	有限会社平田紙文具事務機	福岡市中央区清川三丁目31番1号	30,264,740円
(4)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	18,989,300円
(5)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	8,025,600円
(6)	筑豊地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	16,952,430円
(7)	筑後（北）地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	18,567,010円
(8)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	15,150,300円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和2年4月7日

公告

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
仲 俊 二	久留米市安武町武島1785番地4

公告

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
梶 原 友 美	朝倉市杷木久喜宮548番地
原 田 且 吉	朝倉市杷木若市2787番地
江 瀬 一 三	朝倉市杷木久喜宮1108番地1
都 合 英 樹	朝倉市杷木若市2786番地
石 井 一 生	朝倉市杷木若市2595番地
伊 藤 昇	朝倉市杷木若市2227番地3
井 上 卓 実	朝倉市杷木久喜宮89番地
鳥 居 辰 美	朝倉市杷木若市2354番地
谷 口 貞 夫	朝倉市杷木若市2999番地1

2 退任監事

氏名	住所
池 田 伸 一	朝倉市杷木古賀1545番地
高 島 三 信	朝倉市杷木久喜宮1187番地

3 就任理事

氏名	住所
石 井 憲 則	朝倉市杷木若市2985番地
山 田 昭 紀	朝倉市杷木若市2567番地
養 父 宏 一 郎	朝倉市杷木久喜宮1163番地
手 嶋 敬 二	朝倉市杷木久喜宮1096番地
養 父 敏 之	朝倉市杷木久喜宮1064番地1
中 村 昌 隆	朝倉市杷木若市3002番地
末 竹 清 治	朝倉市杷木古賀1851番地
井 上 洋 一	朝倉市杷木久喜宮859番地2
吉 田 眞 吉	朝倉市杷木久喜宮76番地1

4 就任監事

氏名	住所
熊谷 憲治	朝倉市杷木久喜宮1066番地1
井上 博文	朝倉市杷木久喜宮557番地2

公告

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀 英司	久留米市大橋町合楽135番地1
平塚 義文	久留米市大橋町常持784番地
幸若 秀敏	久留米市大橋町合楽418番地
荒木 正宣	久留米市大橋町蜷川745番地
吉原 豊敏	久留米市大橋町常持147番地5
秋永 和喜	久留米市大橋町常持1055番地
中鶴 裕一	久留米市大橋町合楽200番地2
平田 明	久留米市大橋町蜷川1074番地
中村 優太	久留米市大橋町蜷川1191番地2
木 稲 稔	久留米市大橋町蜷川1241番地
鹿毛 優義	久留米市大橋町蜷川1461番地

2 退任監事

氏名	住所
----	----

益永 哲児	久留米市大橋町蜷川1506番地3
秋永 敷之	久留米市大橋町常持1171番地1
幸若 英明	久留米市大橋町合楽1086番地

3 就任理事

氏名	住所
鹿毛 久義	久留米市大橋町蜷川1441番地16
古賀 峰雄	久留米市大橋町常持955番地
佐藤 守義	久留米市大橋町合楽115番地1
馬田 新一	久留米市大橋町蜷川1497番地
末次 眞由美	久留米市大橋町常持771番地1
鹿毛 信二	久留米市大橋町常持894番地
合原 浄治	久留米市大橋町合楽405番地1
原 達夫	久留米市善導寺町飯田470番地1 アークヒル久留米302号
秋吉 誠	久留米市大橋町蜷川1143番地1
馬田 寿顕	久留米市大橋町蜷川1209番地
石井 俊一	久留米市大橋町合楽246番地1

4 就任監事

氏名	住所
中村 博佳	久留米市大橋町合楽880番地
秋永 義行	久留米市大橋町常持1120番地1
山田 早海	久留米市大橋町蜷川799番地2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大和干拓土地改良区	令和2年6月2日

公告

開発行為に関する工事の完了の公告（福岡県公報第103号）において、開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄三丁目498番1、498番7、498番8、498番9、498番10、498番11、498番12、498番13、498番14、498番15、498番16、498番17、498番18、498番19、498番20

今の庄二丁目534番3、534番4、534番6、534番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区舞鶴二丁目2番11号

株式会社 夢屋

代表取締役 北山 晴雄

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

水泳競技計測システム（福岡県営筑豊緑地プール（備出1））一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年4月28日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ツシマ

(2) 住所

田川市大字伊田2422-7

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

62,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年3月17日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
飯塚市明星寺南土地改良区	令和2年6月3日

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第57号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支

出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年6月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
池永としはる後援会	池永 利治	池永 文子	福岡県田川郡福智町伊方2652
井上けんじ後援会	井上 賢治	木下 照子	福岡県八女市上陽町上横山6115
入江寿後援会	入江 寿	入江 寿	福岡県太宰府市宰府6-1-7
浦博宣後援会	浦 ひとみ	浦 ひとみ	福岡県柳川市大和町栄1214
えとう真実とレイン ボープロジェクト	江藤 真実	岡田 洋子	福岡県福岡市西区生の松原3-29-6
糟屋地区の未来を考 える会	丸山 康夫	時任 裕史	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂2-19-11
久保田実生後援会	久保田 実生	久保田 克利	福岡県田川郡添田町大字添田1342-2
古賀せいし後援会	安武 正一	児島 菊子	福岡県古賀市日吉3-12-24
坂平せいじ後援会	松田 秀子	池田 雅典	福岡県飯塚市南尾61
佐々木あき子後援会	佐々木 明子	佐々木 義次	福岡県朝倉市杷木久喜宮962-2
佐々木淳後援会	田中 洋介	長尾 節之	福岡県田川郡糸田町下糸田2567-4
三小田一美後援会	三小田 保弘	三小田 由起子	福岡県柳川市大和町塩塚541
白水えいじ後援会	白水 英至	白水 克代	福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10
世利たかし後援会	世利 孝志	世利 孝志	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵657

田中良介後援会	田中 良介	田中 恵枝	福岡県久留米市三潞町高三潞358-5
寺田ひびき後援会	寺田 響	寺田 梓	福岡県田川郡川崎町大字安真木3022-2
出利葉義孝後援会	出利葉 義孝	出利葉 義孝	福岡県遠賀郡水巻町樋口東1-11
中村ひろとし後援会	中村 博俊	熊丸 正一	福岡県久留米市梅満町18-9 ポヌールメゾン梅満西棟
ナカヤマ信和後援会	中山 信和	向井 真弓	福岡県田川郡川崎町大字川崎625
西本はじめ後援会	西本 始	西本 好見	福岡県田川郡川崎町大字川崎1899-3
長谷川みわこ後援会	長谷川 美和子	上口 浩	福岡県田川郡福智町市場397-1
二村義信後援会	二村 八郎	二村 正春	福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1904
牧園龍一経済研究所	牧園 龍一	牧園 龍一	福岡県糸島市潤3-13-24 205号
松崎正和後援会	松崎 正和	松崎 薫	福岡県大野城市南ケ丘1-14-27
道ひろゆき後援会	福原 忠男	長谷川 勝憲	福岡県田川郡赤村大字赤5481
村上たくや後援会	村上 卓哉	城戸 章	福岡県田川市大字弓削田513-2
山田ただし後援会	安川 長則	渡辺 マチ子	福岡県糟屋郡篠栗町大字田中236-6
山元秀一後援会	高原 弘則	山元 京子	福岡県宮若市磯光1269-61
山本ひでとう後援会	山本 英任	山本 由香理	福岡県糸島市神在1189-19天神社方

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和2年6月12日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	現職等	備考
上田竹志	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永響	弁護士	同上
所浩代	福岡大学法学部教授	同上
服部博之	弁護士	同上
森裕美子	弁護士	同上
山下昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本泰清	U Aゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原忠志	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
鳥添幹子	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田章男	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂原弘志	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
西村芳樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村淳治	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
熊手艶子	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	(株)井筒屋本店C S統括部マネージャー	同上
谷川由利子	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
樋口和光	九州電力(株)人材活性化本部部長	同上
宮田克彦	博多バスターミナル(株)代表取締役社長	同上
和田金也	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤裕	弁護士	前公益委員

南谷敦子	弁護士	同上
上野茂伸	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡嘉彦	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
武濤研二郎	福岡県労働委員会事務局長	
内田直子	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	福岡県労働委員会事務局審査課長	